

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（夫婦及び未成年の子2名）について、①申立人妻につき、原発事故直後、町職員として町民とともに避難し、昼夜を問わず町民の世話をを行ったこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額30万円）の増額分として10万円の賠償が認められるとともに、原発事故直後から体調を崩し、令和元年8月の初診時に精神疾患と診断されたことを踏まえ、同月から令和6年5月までの生命・身体的損害（通院慰謝料）が認められ、また、②申立人らにつき、家族別離を理由とする平成23年3月から平成26年3月まで月額2万円ないし4万円（別離期間及び子らの年齢に応じて算定）の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別表記載の損害項目（別表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金500万9162円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和8年4月8日

(仲介委員 櫻井 滋規)

別表

損害項目		期間	金額
日常生活阻害慰謝料 増額	家族の別離、二重生活等が 生じたこと	H23. 3～H26. 3	1, 340, 000
過酷避難状況による精神的損害 中間指針第五次追補第 2 の 1 増額	申立人 X 1 について	H23. 3	100, 000
生命身体的損害	申立人 X 1 について 通院慰謝料	R1. 8～R6. 5	437, 000
生命身体的損害	申立人 X 1 について 診断書取得費用	R7. 3. 18	40, 500
		R7. 3. 28	6, 270
就労不能損害	申立人 X 2 について	H26. 1～H28. 12	3, 085, 392
和解金			5, 009, 162